

福島市環境審議会条例の改正について

1 条例改正の趣旨

(1) 福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例 第34条の規定（審議会への諮問）

① 許可・不許可等の行政処分を行うに当たり、より専門的な見地からの判断が必要となる。

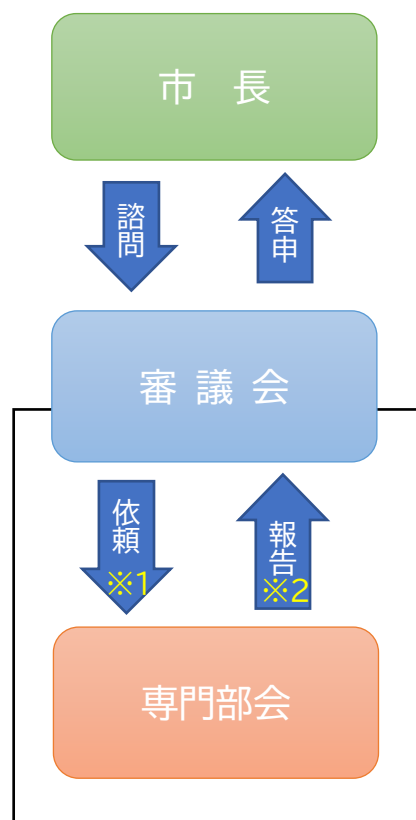
(2) 環境行政を取り巻く情勢の変化への対応

① 気候変動問題やごみ問題などの顕在化してきた課題に加えて、社会情勢の目まぐるしい変化に伴う新たな課題にも対応していく必要がある。

② 環境基本計画（R8～12）及び脱炭素社会実現実行計画（R8～12）について、令和7年度中の改定を進めている。

環境行政をとりまく状況は変化していることから、新たな課題に対応し、持続可能な社会を目指すとともに、計画改定と改定後の推進に必要なとする分野を見直すため、審議会組織の構成見直しと増員を図り、より幅広い視点で審議を進めるため所要の改正を行う。

2 新たな環境審議会の組織体制



審議会

(1) 組織

① 委員 **15人** 以内で組織

② 学識経験のある者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱（任期2年以内）

(2) 審議事項

① 福島市環境基本計画に関すること

② 環境の保全及び創造に関する基本的事項

③ 環境の保全及び創造に関する重要事項

④ **再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関すること**

⑤ その他環境の保全及び創造に関し市長が必要と認める事項

専門部会

(1) 組織

専門的な事項を調査審議するための必要な専門部会を置くことができる。

・エネルギー、法律、土木・防災などの専門家で構成する再エネ事業に係る専門部会の立ち上げを想定

① **専門部会委員7人以内で組織**

② **審議会委員、学識経験のある者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱（任期2年以内）**

(2) 審議事項

① **各部会に係る専門的な事項について、審議会からの依頼を受けて調査審議を行う。**

（例：再エネ事業に係る専門部会立ち上げ後に想定される審議事項）

・勧告・措置命令・公表事案の検討・許可取消しの要否判断をする場合

・太陽光・風力発電施設以外の再エネ事業に関して、適切な設置等に関する判断を要する場合 など

※1 審議会は、要綱の定めにより、審議会の議決を経ずに専門部会に調査審議させることができる。

※2 必要に応じて審議会は、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

3 条例改正案について

各条項を整理し、環境審議会の設置、所掌事務や組織等の主要な規定以外については、新たに設ける「福島市環境審議会規則」に委任する。

環境審議会条例の規則委任イメージ

現行条例	改正後条例	新規規則への委任	新規規則
1条(設置)	1条(設置)		1条(趣旨)
2条(所掌事務)	2条(所掌事務)		
3条(組織)	3条(組織)		
4条(委員の任期)	4条(委員の任期)		
5条(会長及び副会長)	5条(会長及び副会長)		
6条(会議)		6条(会議)	2条(審議会)
			3条(専門部会)
	6条(専門部会)		
	・設置		
	・組織		
	・委員の任期		
	7条(専門部会長)		
	・部会長＝委員の規定		
7条(庶務)		7条(庶務)	4条(庶務)
8条(委任)	8条(委任)		5条(委任)

4 施行日について

令和7年4月1日から施行する。